

陸上自衛隊仕様書		
物品番号		仕様書番号
水戸地方合同庁舎空気環境測定業務	茨城地本-Z24A008	
	作成	令和6年3月8日
	変更	
	作成部隊等名	自衛隊茨城地方協力本部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、水戸地方合同庁舎（以下「庁舎」という。）において実施する水戸地方合同庁舎空気環境測定業務について規定する。

1.2 引用文書等

この仕様書作成の参考にする資料は次によるものとし、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、契約時における最新版とする。

a) 関係規則

- 1) 事務所衛生基準規則（昭和四十七年九月三十日労働省令第四十三号）
- 2) 人事院規則10-4（昭和四十八年三月一日人事院規則一〇-四）

a) 参考文書

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築保全業務共通仕様書（最新版）

2 空気環境測定業務に関する要求

2.1 概要

a) 実施場所

1) 施設名称

水戸地方合同庁舎

2) 住所

茨城県水戸市北見町1-1-1

3) 施設概要

施設面積：2,161.86㎡ 構造：鉄筋コンクリート造、地上4階

建築面積：676.68㎡ 延床面積：2,580.23㎡

b) 実施回数

実施回数は6回とし、2カ月に1回を基準とする。

（5月、7月、9月、11月、1月、3月 計6回）

c) 業務の概要

中央管理方式の空気調和施設及び冷暖房用施設を設けている部屋に適用する。

d) 測定点数及び場所

測定点数は14点とし、細部は別図による。

2.2 実施要領

- a) 前項bの実施回数により測定を実施し、測定項目及び機器については別表による。
- b) 業務の責任者は作業終了後、庁舎の担当職員に対して報告を行うとともに、作業完了報告書を提出すること。様式については契約相手方の随意の様式とする。

3 その他

その他については、以下のとおりとする。

- a) 契約締結後、契約相手方は「空気環境測定業登録証明書」又は「建築物環境衛生管理業免状」等の写しを提出すること。
- b) 本業務の実施日時は官側と協議の上決定すること。
- c) 業務の実施にあたり適用を受ける関係法令を遵守し、業務の円滑な遂行を図り、安全確保に努め、建物、既存設備等に損害が及ばないように注意する。万一損害を与えた場合は直ちに官側へ報告し、その指示に従い原状回復を実施すること。なお、これらにかかる費用はすべて請負者の負担とする。

4 仕様書等に関する疑義

契約相手方は、この仕様書について明示がない事項または疑義を生じた場合については、官側へ連絡し、協議により定めるものとする。

測定項目	管理基準値	測定器等
1 一酸化炭素の含有率	(注) 100万分の10以下 (厚生労働省令で定める特別の事情がある建築物にあっては厚生労働省令で定める数値) 以下	検知管方式による一酸化炭素検定器又はこれらと同程度以上の性能を有するもの
2 二酸化炭素の含有率	100万分の1,000以下	検知管方式による二酸化炭素検定器又はこれらと同程度以上の性能を有するもの
3 温度	①17度以上28度以下 ②居室における温度を外気の温度より低くする場合は、厚生労働省令で定めるところにより、その差を著しくしないこと	○・五度目盛の温度計又はこれらと同程度以上の性能を有するもの
4 相対湿度	40%以上70%以下	○・五度目盛の乾湿球の湿度計又はこれらと同程度以上の性能を有するもの

(注) 厚生労働省令に定める特例として、外気がすでに一酸化炭素の含有率がおおむね100万分の10を超える建築物の場合は、居室における一酸化炭素の含有率がおおむね100万分の20以下とする。

※ 表中1、2については、1日3回の測定値を平均したもの(平均値)で適否を判断する。(始業後、終業前及びその中間時)

※ 表中3、4については、1日2回又は3回の個々の測定値(瞬時値)について適否を判断する。